

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 社会福祉課

法令名	社会福祉法			法令番号	昭和26年法律第45号			
手続名	社会福祉法人の解散の認可又は認定			根拠条項	第46条第2項			
審査基準	<p>社会福祉法人が社会福祉法第46条第1項第1号（評議員会の決議）の事由に該当し解散する場合は認可する。また、同条同項第3号（目的たる事業の成功の不能）の事由に該当し解散する場合は認定する。</p>							
	受付機関	社会福祉課	処理機関	社会福祉課	交付機関	社会福祉課	標準処理期間 一日	目次
						標準経過期間 一日	No.	